

意見書

2025年6月16日

最高裁判所第一小法廷 御中

提出者 別紙のとおり

意見の趣旨

上記各上告及び上告受理申立事件につき、大法廷に回付されたい。

意見の理由

- 1 上記各上告及び各上告受理申立事件は、いずれも、2011年(平成23年)3月11日に発生した津波によって全電源喪失に至った東京電力福島第一原子力発電所の事故(本件事故)によって被害を受け、国及び東京電力に対して損害賠償を提起した原告ら(上告人ら、申立人ら)によって申し立てられた事件である。

上記各上告を提起し、あるいは各上告受理申立てを行っている原告総数は382名である。

原告らは、本件事故を受けて国あるいは地方自治体によって出された避難指示に従って、あるいは、本件事故によって放出された放射性物質を回避するために、本件事故当時に住んでいた自宅・地域を離れることを余儀なくされている者、ならびに、生活上の必要などから本件事故後も福島にとどまり続けることを余儀なくされている者である。

原告らは、原発事故により、故郷を奪われ、将来を奪われ、健康不安に直面させられ続けてきたのであり、その被害は本件事故後14年を経た現在もなお、続いている。原告らが被った被害は様々であるが、深刻な被害を受けた被害者である点において共通している。この被害をもたらした責任が、福島第一原子力発電所の設置を許可し、津波の敷地遡上による全電源喪失が予見できたにもかかわらず運転の継続を漫然と認め続けてきた国に、全くないはずがない。原告らは、同種の事故を二度と起こしてはならないという強い気持ちから、長年にわたって国の責任を問う訴訟を続

けている。

2 上記各上告及び各上告受理申立事件の各原審裁判所は、令和4年6月17日最高裁判所第二小法廷が示した本件事故について国家賠償責任を認めない判断を受け、いずれも本件事故に関する国家賠償責任を認めない判断を行った。

その判断は、本件事故前には敷地浸水を防ぐことが津波浸水対策の基本であったことを前提に、津波の敷地遡上が予見できたとしても、防潮堤によって遡上を防ぐ策が講じられたはずである、その防潮堤はシミュレーションによって津波遡上が想定される敷地南東側について重点的に建てられたはずである、としたうえで、本件事故の際の津波が遡上した敷地東側からの津波敷地侵入を防ぎ得なかったので因果関係が認められない、というものであった。

この第二小法廷判決は、因果関係に関する判断のみで国の規制権限不行使の違法及び国賠責任を認めない判断をしたものである。この判断に対しては、三浦守判事による詳細な反対意見が付されている上、法学者からも法的論理を欠いた判断であるとの批判が多数寄せられている。

何より、福島第一原子力発電所1～4号機の敷地の形状は、敷地全体が海に面しているものであって、敷地南東側に防潮堤を設置させる必要が生じたときに数年を要する防潮堤完成まで何の措置も講じさせることなく、原発運転の継続を漫然と許した国を免責したことは非難を免れ得ない。原発に関する国の規制権限は「万が一にも」事故を生じさせてはならないために与えられているものである。その規制権限を行使せず漫然と運転を継続させた事実への応答を何も行わなかった。市民感覚としても、到底納得できない判断である。

第二小法廷の判断があるにもかかわらず、現時点においてもなお、これだけ多数の原告たちが上告提起・上告受理申立を行っているのは、第二小法廷の多数意見が本件事故の本質から目をそらした、結論ありきの判断を行ったもので、説得的でないためである。

3 本件各上告・各上告受理申立事件については、前記最高裁第二小法廷判決にしたがった各原審判断を改める必要がある。

よって、本件をいずれも大法廷へ回付し、改めて最高裁の全裁判官による良心に従った判断がなされることを切に求める次第である。

以 上

提出者目録

【千葉訴訟】

令和6年(才)第797号、令和6年(受)第1036号

*上告・上告受理申立人:8名

【愛知・岐阜訴訟】

令和6年(才)第1042号、令和6年(受)第1332号

*上告・上告受理申立人:11名

【だまっちゃおれん！原発事故人権侵害訴訟愛知・岐阜】

令和6年(才)第1041号、令和6年(受)第1331号

*上告・上告受理申立人:20名

【山形訴訟】

令和6年(才)第1214号、令和6年(受)第1565号

*上告・上告受理申立人:135名

【みやぎ訴訟】

令和6年(才)第1384号、令和6年(受)第1776号

*上告人1名、上告受理申立人4名

【新潟】

令和6年(才)第1781号、令和6年(受)第2300号

*上告・上告受理申立人:91名

【東京訴訟】

令和6年(才)第1832号、令和6年(受)第2365号

*上告・上告受理申立人:44名

【かながわ訴訟】

令和6年(才)第1871号、令和6年(受)第2416号

*上告・上告受理申立人:69名

以 上